

第4回教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年7月6日(火)
開会：午後1時30分
閉会：午後2時33分
2. 場 所 サンコア第5講習室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：久保大 委員：下川博大
委員：吉田和博
4. 事務局
教育部長：原口茂雄 教育総務課長：堤好弘
学校教育課長：坂本啓悟 社会教育課長：山田邦昭
人権・同和教育課長：小林志麻 教育総務課総務担当係長：井手雄香
教育総務課学校再編担当係長：佐々木稔 主任教育指導主事：石橋功一
指導主事：木下善弘 指導主事：堤豊
学校教育課学事担当係長：小野美幸子

5. 書 記
教育総務課：牧聖也

6. 議 題
1 開会のことば
2 教育長あいさつ及び教育長会報告
3 議事

(1) 議案第28号 筑後市立中央公民館規則の一部改正について

教育長 それでは、議事に入らせていただきます。

議案第28号 筑後市立中央公民館規則の一部改正について提案をお願いします。社会教育課長。

山田 それでは、資料2をお願いいたします。

筑後市立中央公民館規則の一部改正についてです。

1枚めくっていただきまして、例規審議ワークシートになります。今回の改正につきましては、ここに挙げておりますが、筑後市中央公民館、ここサンコアの利用について、これまで入館者が守らなければいけないところについて、

いろいろ口頭でとか、紙で利用者にも渡していましたが、具体的にこういった規則に明記をされていなかったので、今回追加をするものであります。

筑後市北部交流センターでは、条例施行規則をつくった際に同じような内容を載せていましたので、それを参考に載せておりますが、具体的には3ページを見ていただければと思います。

当たり前のことを載せているだけではありますが、所定の場所以外に入らないこととか、指定した場所以外では飲食、喫煙等しないとか、最低限守っていただきたいことを今回6項目挙げたということになります。

以上です。

教育長 説明は以上です。もともとなければいけなかったということで、今回定めています。よろしいでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第28号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決されました。

(2) 議案第29号 筑後市教職員の働き方改革取組指針の改訂について

教育長 続きまして、議案第29号 筑後市教職員の働き方改革取組指針の改訂について提案をお願いします。学校教育課長。

坂本 それでは、資料3をご覧ください。

1枚めくっていただいて、筑後市教職員の働き方改革取組指針です。

これは最初が平成31年3月に作成をいたしまして、令和2年度までの計画になっておりました。今回それを新たに改訂する形で設定をしているということになります。具体的に変えているところが、3ページを見ていただいて、いわゆる超勤の上限規制が、国のほうが民間企業も含めて設定をしまして、教職員の場合は、それぞれの自治体の学校管理規則を改正して設定するという形で、月45時間、年間360時間というのが原則になっていまして、そういう設定をしております。

そういうものに伴って、私どもももう一回、数値目標を見直したという形になっております。これは今回改正をしたいということで、数値目標のところ、①と②が改正で、③が前回の指針と一緒になんですけれども、そんなふうに変えたいと思っておりますが、前回の数値目標は2点設定をしておりました。それが達成されたかどうかをまずご説明したいと思うんですけれども、前の数値目標、7ページを見ていただくと、新旧対照表で、左が現行です。数値目標が2点ありまして、①が「平成30年度の実績をもとに、平成31年度及び令和2年度の2年間で、勤務時間外労働時間を10%削減する。」、平成30年度の実績

と令和2年度の実績を比較して、令和2年度が10%少ないという目標を1つ取っていました。もう一つが、②の「市教育委員会が実施するストレスチェックにおいて、高ストレス者の割合を全体の5%に抑える。」。

結果からいきますと、両方とも達成できませんでした。では、実態はどうかとなりますが、それを見ていただくのが2ページ、勤務時間外労働時間実態ということで、平成29年度から令和2年度まで記載をさせていただいております。一番右のところに年間月平均ということで数字を書いています。平成30年度のところを見ていただいて、一番右、37時間13分、これが小学校のいわゆる超勤月平均です。その下、中学校が39時間7分ということになっています。令和2年度一番下の上の部分を見ていただくと、38時間23分、増えています。103.1%のパーセントになっています。中学校が43時間33分、109.1%になっていますので、残念ながら減らすということも達成できませんでした。そういう実績になっています。

これと、もう一つの高ストレス者の割合なんですけれども、5%という目標でしたが、数字は挙げておりませんが、実際は令和2年度の11.6%、ほぼ10%程度を推移しているということで、これも残念ながら目標に到達していないという実態になります。そういう実態と、我々が申しあげましたように、超過規制として月45時間、年間360時間というのが一応設定をされましたので、それを踏まえて、新たな数値目標を設定したという形になっています。それは3ページを見ていただいて、①は「令和3年度の実績をもとに、令和4年度から令和6年度の3年間で、時間外在校等時間を5%削減する。」と。令和3年度、今年度の実績に対して令和6年度を5%削減するというので、若干削減の幅を小さくしています。

それと、②は「令和3年度から令和6年度までの4年間で、教職員の時間外在校等時間を年360時間以内（月45時間以内）とする。」ということで、上限規制値まで4年間で達成しようという計画に今回しています。

それともう一点だけ変更したいと思っておりますのが、5ページに戻っていただいて、5ページの具体的な取組内容の①、一番上です、「正確な勤務時間の把握」のところの○の2つ目、「市教育委員会（教育部学校教育課）に教職員の健康相談に関する相談窓口を設ける。」ということで、これは国のほうが教育委員会に努力義務としてすることを求めているもので、筑後市でも実践しようというものです。学校教育課にも相談がありましたら、囑託、うちとの契約もしておりますので、健康相談等の面談をさせていただくとか、あるいは、ほかに相談がある等の教育委員会が対応しないといけないようなものがあつたら、そういうものも対応させていただきたいというふうに考えています。

私のほうから以上です。

教育長 7ページの「勤務時間外労働時間」が「時間外在校等時間」に変わっている。それはどういうこと。

坂本 国のほうが上限規制をするに当たって、いわゆる超勤の考え方を整理してきました。以前、うちのほうが勤務時間外在校時間というふうに設定して、先ほど申しあげました方法で計算しておりますのが、学校にいる時間と、それから持ち帰り時間、持ち帰って家で仕事をした時間、これら合わせた時間で全超勤分の時間を出しておりました。ただ、国のほうは、持ち帰り時間は時間外在校等時間に入れないということになりましたので、以前の時間外の積算方法と違うということで、そこが変わりましたので、改めて目標設定を、①のところですけど、3年度の実績、計算方法が変わったので、今年度の実績に対して6年度の実績を5%減らすというふうな設定の仕方にしたということで考えていただければと思います。

以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。

(なし)

教育長 2ページに4年間のデータが載っているんですが、結果としては30、31、32と載っているんですが、チェックリストじゃない、タイムカードを入れたのはいつだろう。

坂本 すみません、忘れました。

教育長 要するに、ある面では、時間外に学校における時間が確実に出てきたということがデータに反映している。ですので、平成30年度までぐらいは自己申告制だったので、データを取ったんですけど、曖昧さがあつた。今度、タイムカードというか、それになったので、きちっと在校時間というのをはっきりできるようになったということでの増え方が、これでは今からが正確なデータということで、ただ、この定義がまた変わってきたので、在校時間というのと時間外労働時間という区別、あくまでも学校にいる時間ということを勤務時間とみなすということで、今回は絞ってきてますので、若干、またデータは変わってくるのかなと思いますが、それに合わせて、今年度を基本として、また見ていこうということで提案をさせていただいています。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

久保 ちょっと分からないんですけど、時間外在校等時間、それから、勤務時間外労働時間、今家で仕事してはいけないんじゃないですか。

坂本 基本はもちろん、そうなんですけれども……

久保 実態はみんなこうしてあるけど。

坂本 それはそのとおりです。

教育長 ただ、ああいう校務システムを導入しただけに持って帰っても仕事ができ

なくなったというのが1つあるんですけど、それ以外の持ち帰りの仕事、そういったのをやっているということで、自己申告でプラスして出てきていたというのが今までの実態。

久 保 今から家では実際しちやいかんけれども、したとしても、それはしたとして把握はしないと。

教育長 そうですね。ただ、全体としては把握はしなければいけないのかなということで、今度は校長先生に申告をして、どんな仕事を持ち帰りますということをはっきりとして、実態把握はしていかなきゃいかんのかなと思っています。

久 保 なるほどですね。

教育長 よろしいですか。

久 保 はい。

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第29号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。

4 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条に基づく臨時代理の報告

①非常勤職員の任用について

(2) 令和3年度学校訪問について

(3) 小学生「親と子で遊ぶキャリア教育」の実施について

5 その他

(1) 次期教育委員会

(2) 今後の教育委員会日程について

6 閉会のことば